

30年度保育支給認定申請と認可保育施設への入所申し込み

申込書の配布は11月1日(水)から、受け付けは11月25日(土)から

保育支給認定申請と認可保育施設への入所申し込みは、11月1日(水)から子育て支援課(市役所2階)で配布します。また、市ホームページからも取得できます。お子さんの入所を希望する方は、受付期間や提出書類を確認の上、お申し込みください。

【対象となるお子さん】保護者が次のいずれかに該当し、保育の必要がある場合
①家庭の外または中で仕事をしている(月に48時間以上を目安として週3日以上で1日4時間以上就労していること) ②出産前後である(利用期間は、出産予定月とその前後2カ月の計5カ月以内) ③病氣・負傷・障害がある(長期療養中や障害のある方を看護・介護している) ④災害(火災・震災・風水害など)の復旧に当たっている ⑤求職活動

【受付日時・会場】11月25日(土)・12月2日(土)が午前9時～午後4時。日曜日を除く11月27日(月)～12月4日(月)が午前9時～午後5時。12月5日(火)が午前9時～午後8時。会場はいずれも、市役所2階204会議室

【提出書類】支給認定申請書(起業準備を含む)を行って利用開始月の月末までに併用申請書(市様式)▼健康状況調査書(市様式)▼申請児童1人につき1枚必要 ▼勤務(内定)証明書(市様式)▼その他(①～④)に類する状態として市が認める場合

学童保育所への入所申し込み

学童保育所の30年度入所の申し込み(一次申請)を、12月1日(金)～7日(木)に受け付けます。

【学童保育所費】1人月額6,000円

【提出書類】①入所申請書②保護者の状況を証明する書類(勤務証明書・病状治療中のときは医師の診断書・そのほかの理由で家庭での適切な監護ができないときはその理由が分かる書類など)▼学童保育所費の減免を希望する方

【受付日時】12月1日(金)・2日(土)・6日(水)・7日(木)が午前8時半～午後5時、4

育児保育は前記①～④のいずれかに該当するとともに、集団保育が可能で日々通所ができる場合が対象になります▼郵送での入所申し込みはできません

【提出書類】支給認定申請書(起業準備を含む)を行って利用開始月の月末までに併用申請書(市様式)▼健康状況調査書(市様式)▼申請児童1人につき1枚必要 ▼勤務(内定)証明書(市様式)▼その他(①～④)に類する状態として市が認める場合

【受付日時・会場】11月25日(土)・12月2日(土)が午前9時～午後4時。日曜日を除く11月27日(月)～12月4日(月)が午前9時～午後5時。12月5日(火)が午前9時～午後8時。会場はいずれも、市役所2階204会議室

【提出書類】支給認定申請書(起業準備を含む)を行って利用開始月の月末までに併用申請書(市様式)▼健康状況調査書(市様式)▼申請児童1人につき1枚必要 ▼勤務(内定)証明書(市様式)▼その他(①～④)に類する状態として市が認める場合

【提出書類】支給認定申請書(起業準備を含む)を行って利用開始月の月末までに併用申請書(市様式)▼健康状況調査書(市様式)▼申請児童1人につき1枚必要 ▼勤務(内定)証明書(市様式)▼その他(①～④)に類する状態として市が認める場合

【提出書類】支給認定申請書(起業準備を含む)を行って利用開始月の月末までに併用申請書(市様式)▼健康状況調査書(市様式)▼申請児童1人につき1枚必要 ▼勤務(内定)証明書(市様式)▼その他(①～④)に類する状態として市が認める場合

【提出書類】支給認定申請書(起業準備を含む)を行って利用開始月の月末までに併用申請書(市様式)▼健康状況調査書(市様式)▼申請児童1人につき1枚必要 ▼勤務(内定)証明書(市様式)▼その他(①～④)に類する状態として市が認める場合

【提出書類】支給認定申請書(起業準備を含む)を行って利用開始月の月末までに併用申請書(市様式)▼健康状況調査書(市様式)▼申請児童1人につき1枚必要 ▼勤務(内定)証明書(市様式)▼その他(①～④)に類する状態として市が認める場合

【提出書類】支給認定申請書(起業準備を含む)を行って利用開始月の月末までに併用申請書(市様式)▼健康状況調査書(市様式)▼申請児童1人につき1枚必要 ▼勤務(内定)証明書(市様式)▼その他(①～④)に類する状態として市が認める場合

30年4月1日時点で生後57日目に達する予定の子(30年2月3日(土)までに出生予定となつていない方)

【仮申請期間・会場】11月25日(土)～12月5日(火)が前記の一般の申請受け付けと同じ時間・会場で、12月6日(水)～30年1月5日(金)が午前8時半～午後5時(市役所閉庁日および正午～午後1時を除く)に子育て支援課(市役所2階)で受け付けます

【本申請方法】保護者の氏名で仮申請し、対象のお子さんの出生届を提出後、同課で本申請の手続きを行ってください

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【対象】出産予定日が判明し、は、再度申請が必要です

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

月以降の入所は通常通りの選考となり、優先度が上がることはありません▼お子さんが生まれた後、期日までに本申請がない場合も仮申請・内定が取り消しになりますので、ご注意ください

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

ひとり親家庭等医療費助成制度 現況届の提出をお願いします

マル親医療証の更新手続き 現在使用中のマル親医療証の有効期間は12月31日(日)までです。引き続き助成を受けたい場合は、現況届の提出が必要です。現況届は受給要件を満たしているかどうか確認するためのものです。現在、同医療証の交付を受けている方には、11月10日(金)に現況届を発送します

【日時】11月25日(土)午前10時～午後4時

【会場】多摩パブリック法律事務所(立川市曙町二丁目) 事務所

【定員】先着48人(事前予約) 申し込みと詳しくは11月6日(月)から電話で同事務所 ☎042・548・2450

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【提出方法】届け出用紙と返信用封筒を同封して送付しますので、11月28日(火)までに(必着、郵送で提出してください)。なお、この届け出がない場合、来年1月1日からの同医療証の交付を受けられませんので、ご注意ください

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

おわびと訂正

広報10月1日号の記事に誤りがありました。正しくは次の通りです。おわびして訂正いたします。

①面「10月からの家庭ごみと資源物の出し方」 「ほうきやすだれ、傘などの長尺の物は、燃やせるごみまたは燃やせないごみに

②面「粗大ごみ処理券あり」 「粗大ごみ処理券あり」 詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。

③面「東久留米市指定収集取扱店舗一覧」 No.58 生鮮市場しんめい滝山店

④面「東久留米市指定収集取扱店舗一覧」 No.88 スーパーヤマザキ西久留米店の「粗大ごみ処理券」

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

【注意】仮申請した方で入所内定した場合でも、実際の出生日が30年2月4日(日)以降の場合は、対象に該当しなくなるため、仮申請・内定は取り消しになります

気管支ぜん息のマル都医療券をお持ちの方へ

都大気汚染医療費助成制度の改正に伴い、30年4月から一部自己負担が生じます。

対象となる方 気管支ぜん息のマル都医療券をお持ちの方で、誕生日が9年4月1日以前の方。

30年4月1日から変更する内容 ①30年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額の

ごみの分別にご協力を

8月29日午前10時半ごろ、柳泉園組合で、不燃ごみを処理する破砕機内部で発生した火花に、スプレー缶やガスボンベなどが引火したと思われる爆発事故がありました。

爆発事故を未然に防ぐために、家庭で使用したスプレー缶などは、中身を完全に使い切り、透明または半透明の袋に入れ、水曜日の朝8時半までに提出してください。

詳しくは同組合 ☎470・1555、ごみ対策課 ☎473・2117へ。